

「三溪園における用途制限緩和に向けた調査等支援業務委託」 提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 出席した評価委員（以下「評価委員」という）は、各評価項目について、1～5点の5段階評価を行います。
- (2) 評価（配点）の考え方は、別紙「評価の視点」のとおりとします。なお、提案書に評価項目に該当する記載がない場合は1点とします。
- (3) 項目ごとの評価で過半数の委員が「1」を採点した場合は、受託候補者としての特定は行わないものとします。（「ワークライフバランスに関する取組」項目は除く。）
- (4) 全評価委員の合計点の平均点が72点未満の場合は、受託候補者としての特定は行わないものとします。

2 評価項目

評価項目	配点	評価 (1～5)	加重倍率	評価点	着眼点 ※（）内は項目ごとの最高点	評価の着目点
1 提案内容に関する視点（小計）	70					
① 「(1) 実施方針」における業務目的の理解度及び受託に必要な基本的知識	10		x 2		業務目的や県域・市域・三溪園における観光施策に関する現状と課題の理解 (10)	●本事業の目的や必要性を理解しているか。 ●県域・市域・三溪園における観光施策に関する現状と課題を理解しているか。
② 「(1) 実施方針」における本業務の進め方に関する課題認識と提案の考え方の妥当性	15		x 3		課題認識と提案の考え方の妥当性 (15)	●課題を的確に捉え、課題解決に向けた提案の考え方が明確に示されているか。
③ 「(2) 既存建築物の建築基準法の適合状況に関する調査等の具体的な方法」における調査分析等の方法の妥当性・具体性・実現性	15		x 3		調査分析等の方法の妥当性・具体性・実現性 (15)	●実施方針を踏まえ、課題解決に向けた調査分析方法等が妥当であり、具体的で実現性の高い提案となっているか。 ●既存建築物に対する関係法令等の調査方法が、具体的で実現性の高い提案となっているか。
④ 「(3) 交通負荷軽減・分散に向けた方向性」における課題認識と検討の方向性の妥当性・具体性・実現性	15		x 3		課題認識と検討の方向性の妥当性・具体性・実現性 (15)	●課題を的確に捉え、課題解決に向けた検討の方向性の提案が妥当であり、具体的で実現性の高いものとなっているか。
⑤提案資料の表現力	15		x 3		論理性、グラフィック表現、わかりやすさ (15)	●資料や説明の論理性、グラフィック表現（図、イラスト、イメージ写真等）等のわかりやすさなど、十分な表現力、説明能力を有しているか。
2 実施体制に関する視点（小計）	45					
法人・従事スタッフの構成・人数、役割・責任分担等の業務実施体制及び業務のスケジュール	15				法人・従事スタッフの構成・人数、役割・責任分担等の業務実施体制 (5)	●事業実施に十分な体制が確保されているか。
			x 2		受託からのスケジュール設定 (10)	●効果的に組み込まれたスケジュールとなっているか。
類似業務の実績	25		x 5		類似業務の実績 (25)	●類似業務の実績があるか。
ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組	5	※事務局で採点します。			ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組 (5) ※1	下記の点について1つ満たすごとに加算： ●次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。（従業員101人未満の場合のみ加算） ●女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。（従業員101人未満の場合のみ加算） ●次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク） ②女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし） ③よこはまグッドバランス賞の認定 ●青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか。 ●障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成をしている。
合計	115					

【評価】評価は1～5の5段階で行います。
（「ワークライフバランスに関する取組」項目は除く。）
5 特に優れている
4 優れている
3 普通
2 やや不十分である
1 不十分である

【補足】

※1 「ワークライフバランスに関する取組」項目の評価は、5つの着目点について該当した数を評価点とします。

「三溪園における用途制限緩和に向けた調査等支援業務委託」
 提案書評価基準
 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価					加重倍率	満点
		5	4	3	2	1		
提案内容	①業務目的や県域・市域・三溪園における観光施策に関する現状と課題の理解 (10)	非常に的確に理解している	的確に理解している	理解している	理解度に不安がある	理解していない又は該当する記載がない	x 2	10
	②課題認識と提案の考え方の妥当性 (15)	的確に理解しており趣旨に沿った優れた提案がなされている	理解しており趣旨に沿った提案がなされている	理解している	理解度に不安がある	理解していない又は該当する記載がない	x 3	15
	③調査分析等の方法の妥当性・具体性・実現性 (15)	的確に理解しており趣旨に沿った優れた提案がなされている	理解しており趣旨に沿った提案がなされている	理解している	理解度に不安がある	理解していない又は該当する記載がない	x 3	15
	④課題認識と検討の方向性の妥当性・具体性・実現性 (15)	的確に理解しており趣旨に沿った優れた提案がなされている	理解しており趣旨に沿った提案がなされている	理解している	理解度に不安がある	理解していない又は該当する記載がない	x 3	15
	⑤論理性、グラフィック表現、わかりやすさ (15)	非常に的確であり、万全な業務実施が十分期待できる	的確であり、万全な業務実施が期待できる	業務実施が期待できる	万全な業務実施に不安がある	万全な業務実施が期待できない	x 3	15
業務実施体制	法人・従事スタッフの構成・人数、役割・責任分担等の業務実施体制 (5)	高度な専門性を有するとともに、的確な役割・責任分担がなされている等、万全な実施が期待できる	専門性を有するとともに、明確な役割・責任分担がなされている等、円滑な実施が期待できる	業務の実施体制が確保されている	業務の実施体制に不安がある	業務の実施が期待できる体制でない又は該当する記載がない		5
	受託からのスケジュール設定 (10)	綿密に検討されており高く評価できる	十分検討されており評価できる	検討されており妥当である	スケジュール・報告体制に不安がある	スケジュール・報告体制が整っていない又は該当する記載がない	x 2	10
	類似業務の実績 (25)	高度な専門性を有し、類似業務実績が豊富	専門性を有し、類似業務経験が複数回ある	専門性を有し、類似業務経験がある	専門性、類似業務経験に不安がある	専門性、類似業務経験に乏しい又は該当する記載がない	x 5	25
	ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組 (5)	下記の点について1つ満たすごとに加算： ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している。（従業員101人未満の場合のみ加算） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している。（従業員101人未満の場合のみ加算） ・次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、又は、よこはまグッドバランス賞の認定を取得している。 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエールの認定を取得している。 ・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成をしている。						5
合計							115	